

2 沿岸漁業改善資金

融資対象事業	1 経営等改善資金 近代的な漁業技術又は漁ろうの安全確保のための機器・施設等の導入に必要な資金 2 生活改善資金 漁家の生活改善のための合理的な生活方式の導入に必要な資金 3 青年漁業者等養成確保資金 青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得に必要な資金 なお、各資金の種類については別表参照
借受資格者	1 経営等改善資金 沿岸漁業を営む個人、漁業生産組合、漁業協同組合、沿岸漁業を営む会社（従業員20人以下）、認定中小企業者、促進事業者 2 生活改善資金 沿岸漁業の従事者 3 青年漁業者等養成確保資金 青年漁業者、沿岸漁業労働従事者、沿岸漁業労働従事者を使用する沿岸漁業経営者
貸付利率	無利子
償還期間等	2年以内～10年以内（据置期間0～3年以内）（別表参照）
貸付限度額	10万円～5,000万円（各資金通算5,000万円）（別表参照）
その他	1 償還方法 年1回元金均等償還 2 事務取扱機関 信漁連 3 機器等の設置については、それぞれの型式認定基準に適合すること

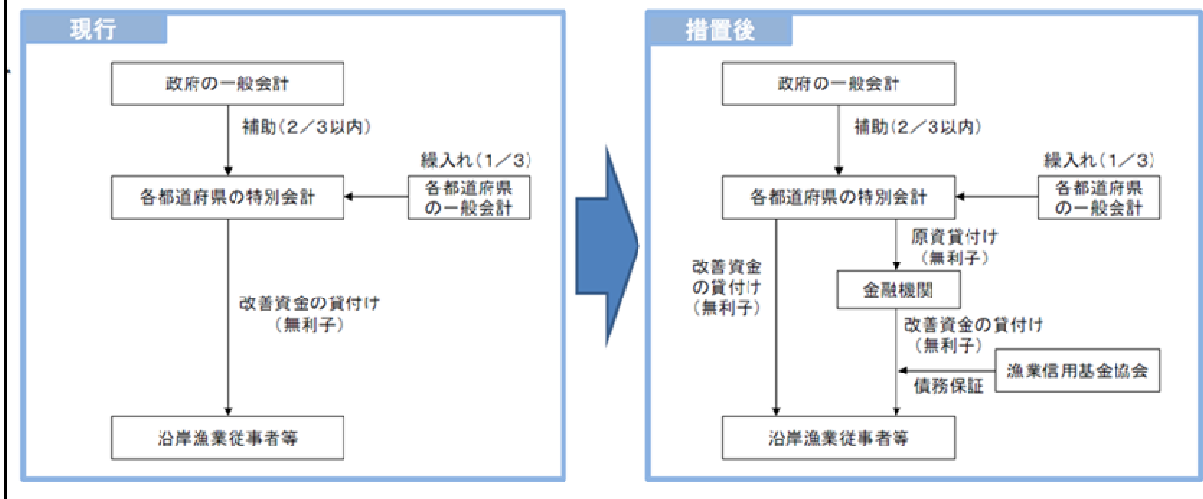
相談窓口：愛媛県各地方局・支局水産課、各漁協、信漁連

【令和4年度改正の概要】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）が令和3年5月26日に公布され、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）が改正されたことにより、都道府県が融資機関（農中・信漁連・銀行・信用金庫）に必要な資金を貸し付け、当該融資機関が沿岸漁業従事者等に沿岸漁業改善資金を貸し付ける（転貸融資方式）ことが可能になるとともに転貸融資方式により貸付けを受けるものが負担する債務について、漁業信用基金協会が保証を行うことが可能となった。

○ 転貸融資方式の追加

都道府県が金融機関に必要な資金の貸付けを行い、当該金融機関が沿岸漁業従事者等に対して沿岸漁業改善資金の貸付けを行うことを可能とする。これに伴い、金融機関が行う沿岸漁業改善資金の貸付けについて、漁業信用基金協会が行う債務保証の対象とする。



別表

沿岸漁業改善資金の貸付条件一覧

区分	資金種類	貸付内容	貸付限度額(万円)		償還期間※ (うち据置期間)
経営改善資金	1 操船作業省力化機器等設置資金	自動操だ装置	1台	100	500 7年以内(1年以内) 農工商等連携促進法又は六次産業化法関連の場合は9年以内(3年以内) バイオ燃料法関連の場合は9年以内(1年以内)
		遠隔操縦装置	1台	50	
		レーダー	1台	180	
		自動航跡記録装置	1台	120	
		GPS受信機	1台	130	
		サイドスラスター	1台	400	
	2 漁ろう作業省力化機器等設置資金	動力式つり機	1件	500	500 7年以内(1年以内) 農工商等連携促進法又は六次産業化法関連の場合は9年以内(3年以内) バイオ燃料法関連の場合は9年以内(1年以内)
		ラインホーラー等の揚縄機	1台	120	
		ネットホーラー等の揚網機	1台	120	
		漁業用ソナー	1台	500	
		カラー魚群探知機	1台	150	
		海水冷却装置	1台	180	
		巻取りウインチ	1台	500	
放電式集魚灯		1セット	200		
漁業用クレーン		1台	400		
漁獲物等処理装置		1台	500		
海水殺菌装置	1台	300			
	潮流計	1台	500		
3 補機関等駆動機器等設置資金	補機関(動力取出し装置付きの推進機関を含む。)	1台	400	500 7年以内(1年以内) 農工商等連携促進法又は六次産業化法関連の場合は9年以内(3年以内) バイオ燃料法関連の場合は9年以内(1年以内)	
	油圧装置	1台	500		
4 燃料油消費節減機器等設置資金	推進機関(漁船用環境高度対応機関)	1台	2,400	2,500 7年以内(1年以内) 農工商等連携促進法又は六次産業化法関連の場合は9年以内(3年以内) バイオ燃料法関連の場合は9年以内(1年以内)	
	定速装置	1台	120		
	発光ダイオード式集魚灯	1セット	1,300		
5 新養殖技術導入資金	養殖施設、種苗、餌料等	1件	400	400 4年以内(2年以内) 農工商等連携促進法又は六次産業化法関連の場合は5年以内(3年以内) バイオ燃料法関連の場合は5年以内(2年以内)	
	6 資源管理型漁業推進資金	改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器、船上活魚装置、蓄養施設、加工設備等		1,200	10年以内(3年以内) 農工商等連携促進法又は六次産業化法関連の場合は12年以内(5年以内) バイオ燃料法関連の場合は12年以内(3年以内)
7 環境対応型養殖業推進資金	造粒機、自動給餌機、自動網生けす洗浄機、餌料成分分析機、水質・底質測定機等			2,000	10年以内(3年以内) 農工商等連携促進法又は六次産業化法関連の場合は12年以内(5年以内) バイオ燃料法関連の場合は12年以内(3年以内)
		漁場環境適正化管理協定に基づく取組:1,200			
8 乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すり	1件	50	150 5年以内(1年以内)	
	安全カバー装置	1件	50		
	揚網機安全装置	1件	40		
9 救命消防設備購入資金	救命胴衣	1件	10	130 2年以内(-) 5年以内(-)	
	消火器	1件	10		
	イーバブ	1件	60		
	レーダートランスポンダ	1件	65		
	小型漁船緊急連絡装置	1件	130		
10 漁船転覆防止機器等設置資金	漁獲物の横移動防止装置	1件	30	150 5年以内(1年以内)	
	甲板下の魚槽	1件	100		
11 漁船衝突防止機器等購入等資金	レーダー反射器	1件	40	80 5年以内(-)	
	無線電話	1件	40		
12 漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識(灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ)	1人	70	130 5年以内(-)	
		団体・会社	130		
13 特認資金	5WDSB方式無線電話			800 5年以内(1年以内)	
生活改善資金	1 生活合理化設備資金	し尿浄化装置	1件	30	3年以内(-) 2年以内(-)
		改良便所	1件	30	
		自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)	1件	10	
		太陽熱利用温水装置	1件	10	
2 住居利用方式改善資金	居室(居間、寝室、子供室、老人室)の改造	1件	150	150 7年以内(-)	
	炊事施設(炊事場、食事室等)の改造	1件	150		
	衛生施設(浴室、便所、洗面所等)の改造	1件	150		
	家事室等(家事室、更衣室、土間等)の改造	1件	150		
3 婦人・高齢者活動資金	漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等	1件	80	80 3年以内(-)	
養育確漁保業者等	1 研修教育資金	国内研修(旅費、教材費、授業料、視察費等)	1人	180	180 5年以内(1年以内)
		国外研修()	1人	100	
	2 高度経営技術習得資金	パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ、制御装置等	1人	150	150 5年以内(-)
3 漁業経営開始資金	漁船、機器、施設、漁具、種苗、餌料等	1人・団体	2,000	2,000	10年以内(3年以内) バイオ燃料法関連の場合は12年以内(3年以内)
		中核的漁業者協業体:5,000 一の区分された沿岸漁業部門の経営開始:800			

※ 東日本大震災特財法関連の場合は償還期間及び据置期間を3年延長